

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

北 ネ 企 第 6 号
2021年 7月27日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

電気事業託送供給等収支計算規則等	
別表第1 9.	別表第1 9. に規定する基準に代わるものとして 設定した基準
別表第1 10.	別表第1 10. に規定する基準に代わるものとし て設定した基準

別表第1 9. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 9. 関係【様式第1第6表（記載注意）4】〕

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 9に規定する基準

9. 7. の規定により作成された固定資産明細表及び8. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第1第6表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

2. 設定した基準

平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額は、会社分割に伴い承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2020年4月1日の法的分離に伴う会社分割に伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額が零となっているが、会社分割に伴う北海道電力株式会社からの資産承継が同日に行われたことを踏まえ、平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額を、承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とすることがより実態を表すと考えられるため、上記基準によることとした。

別表第1 10. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 10. 関係【様式第1第7表】]

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 10に規定する基準

10. 供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備(電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。)に係る投資額(当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。)について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会/地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。